

SETOGIWA TIMES

発行所：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702 号 Tel: 06-6946-9505

① 別居中の生活費はどうなるの？

民法の定めるところによれば、夫婦はお互いの資産・収入その他一切の事情を考慮して婚姻費用を分担しなければなりません。

「婚姻費用」？・・・結婚式の費用のことではありません、夫婦・親子が生活していく上で必要な住居費、水道光熱費、食費、医療費、被服費、子どもの養育費、学費などのことです。「生活費」と考えれば分かりやすいでしょうか。

普段はほとんど意識されることのない「婚姻費用の分担」が問題として表面化するのには、夫婦関係が破綻して別居状態になったときです。



夫婦が円満であれば家庭の財布は1つ又は3つ＝夫の財布、妻の財布、家計用の財布＝です。別居すると財布は二つになりますが、夫が働いて妻が家事を受け持つ例（主婦婚といいます）では、夫婦間の経済力格差は明らかです。

離婚前・別居期間中の、「婚姻費用」の分担相当額が支払われていないときは、別居の時にさかのぼって請求できます。

①財産分与請求の際に未払いの婚姻費用を加算する、②財産分与とは別個に婚姻費用を請求する、①・②のどちらでもかまいません。

33号で養育費の算定表をご紹介しましたが、婚姻費用にも算定表があります。

① 婚姻費用は貢献がないと請求できない？

主婦婚で夫婦円満のとき、夫は給与、妻は家庭内労働（現物給付）によって婚姻費用分担のバランスがとれていたと考え、別居後、妻が家庭内労働を提供しなくなったあとは、夫は婚姻費用を分担しなくていいのでしょうか？



同様に、結婚生活の中で妻が夫の仕事に協力しないだけでなく、家庭内労働にも全く不熱心であったとしたら、離婚する時に財産分与をしなくてもいいということになりはしないでしょうか？・・・現実はそうはなりません。

いずれの場合も貢献したかどうかではなく、別居中の妻が何によって生計を立てていたか、離婚後の妻が生活に困ることはないか、などで判断されます。

i 離婚の原因を作った人からの請求

離婚の原因を作った人、自ら別居をした人から、婚姻費用を請求できるのか？これについて裁判所の判断は、費用の分担を全く認めない、最低限度の生活分については認める、離婚に責任があるかどうかは考慮せずに認める、と分かれています。但しいずれの場合にも、婚姻費用のうち独り立ちしていない子どもの養育費を請求することについては認めています。

昭和 58 年 12 月 16 日、東京高等裁判所（*）は、

「結婚 8 年経過後、夫はそううつ病と診断された。妻は夫の入院前に子どもを連れて実家に帰り、夫の入院中は見舞にも行かず、夫の復帰後も約 7 年間音信無く別居した。離婚調停を申し立てた夫に、妻は婚姻費用分担の申立てをした。」という事案について、

「夫婦の一方が他方の意志に反して別居を強行し、その後同居の要請にも全く耳を貸さず、同居生活回復のための努力も払わず、別居がやむを得ないとする事情も認められない場合には、婚姻費用分担請求は権利の濫用として許されない」と妻の申立てを認めない（子どもの養育費のみ認める）決定をしました。

（*）婚姻費用の分担請求調停が不成立の場合は自動的に審判手続きに移ります。審判の結果に不服がある者は即時抗告ができ、審理は家裁から高裁に移ります。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com

平成 22 年度の司法統計によると、裁判所が扱った離婚等の婚姻関係事件は 69,684 件、うち 13,423 件（約 19.3%）が婚姻費用の分担に関するものです。

結果は、調停の前段階で請求が認められたもの、調停が成立したもの、話し合いがついて調停を取り下げたものなどその経過はさまざまながら、別居・同居を合わせた「婚姻継続」が 7,241 件と半数以上を占めています。